TOTAL MANAGEMENT SERVICE

中村太郎税理士事務所

News letter



９月１日は防災の日です。大雨等による災害が発生しやすい季節です。自社の防災対策が十分かどうか、今一度見直してみてはいかがでしょうか。

掲載内容に関してご不明点等があれば、お気軽に当事務所までお問い合わせください。

contents

◆どこが変わる？　所得税徴収高計算書（納付書）の様式
◆インボイスの８割控除、１０月からは７割控除へ
◆２０２６年度の業務改善助成金　申請は９月１日から
◆２０２６年の賃金改定状況

| 中村太郎税理士事務所 | 東京都新宿区西新宿７－４－７イマス浜田ビル３階 TEL：03-6302-0475／FAX：03-6302-0474

どこが変わる？　所得税徴収高計算書（納付書）の様式

令和８年９月24日から、税務署の窓口で配付される「所得税徴収高計算書（納付書）」の様式が変わる予定です。給与や退職金、報酬等の源泉所得税について納付書を使用している事業者は、事前に主な変更点を確認しておきましょう。

主な変更点

様式の主な変更点は、次のとおりです。

- 「納期等の区分」欄等に元号の記載欄が追加
- 「徴収義務者」欄に郵便番号・フリガナの記載欄が追加
- 「整理番号（8桁）」が「お問い合わせ番号（13桁）」に変更
- 二次元コードの追加（これを読み取っての納付は不可）

窓口配付用は単票式に

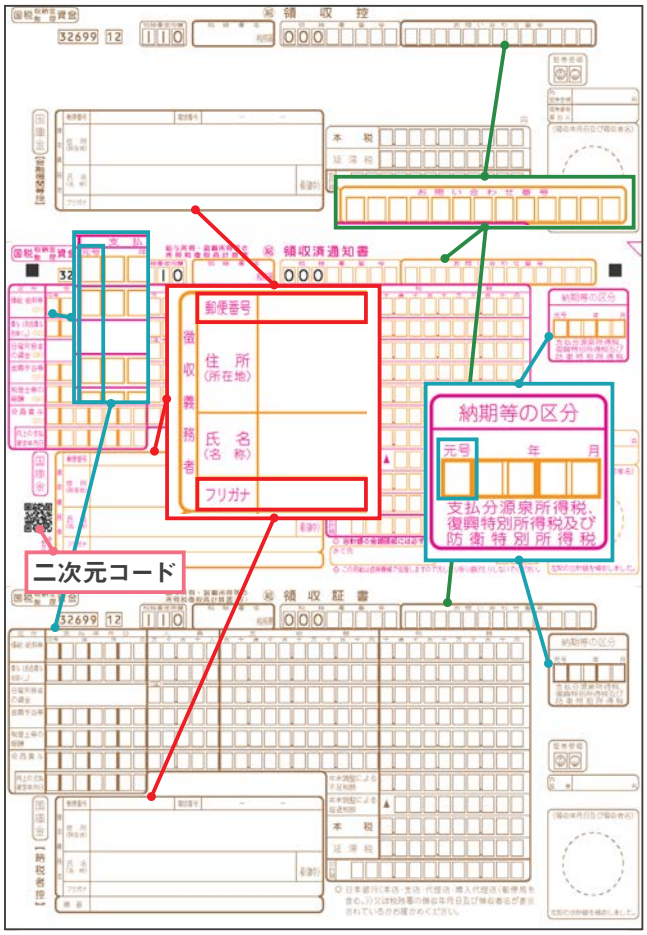
税務署窓口配付用は、右イメージ画像のとおり、A4サイズの単票式へ変更予定です。なお、年末調整時期に税務署から送付されるものは、引き続き複写式となる予定です。

主な留意点

単票式を利用する際の主な留意点は、次のとおりです。

- 切り離さずに金融機関等へ提出すること
- 変更後の様式には「防衛特別所得税」の記載があるが、令和８年12月以前に生じた所得には防衛特別所得税が課されないため、その場合は「源泉所得税及び復興特別所得税」として取り扱うこと
- 同じ記載事項を何回も記載する必要がある（印字できるツールが国税庁ホームページに掲載予定）

【単票式／給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書（一般用（毎月納付用））（イメージ画像）】



画像出典：国税庁「給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書（一般用（毎月納付用））」一部編集

なお、現在使用されている「整理番号」欄のある従来様式の納付書は、令和10年９月頃まで使用できる予定です。お手元にある納付書は、引き続き使用することができます。

参考：国税庁 HP「所得税徴収高計算書（納付書）の記載のしかた」
https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/keisansho/01.htm

インボイスの８割控除、10月からは７割控除へ

免税事業者などインボイス発行事業者以外の者（以下、免税事業者等）からの課税仕入れについては、経過措置により一定割合の控除が認められています。この控除できる割合が、令和８年10月１日から引き下げられます。

控除できる一定割合

免税事業者等からはインボイスの交付が受けられないため、納付すべき消費税額の計算上、その課税仕入れは原則として仕入税額控除が適用できません。しかし、経過措置が設けられており、下図のとおり一定の期間において、一定の要件の下、仕入税額相当額の一定割合を控除することができます。

８割→７割へ

令和８年９月30日までは、仕入税額相当額の８割が控除できます。この割合が、令和８年10月１日からは７割へ引き下げられます。

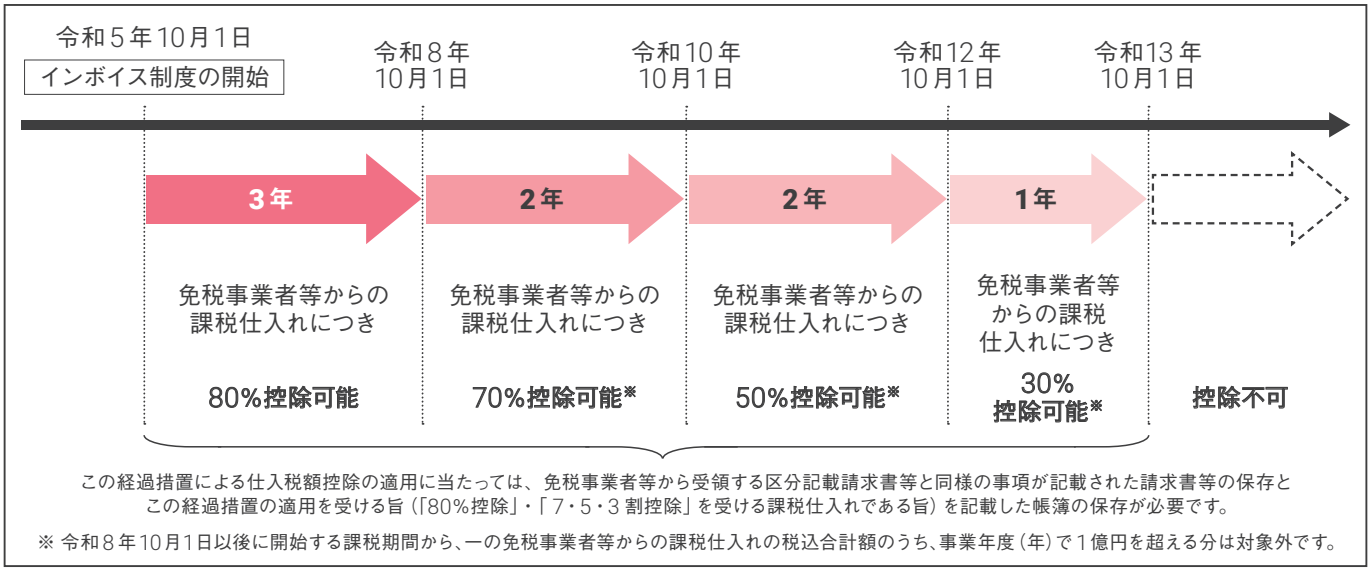
10月１日前後の取引に注意

経過措置の適用において用いる割合は、課税仕入れの時期で判断します。その原則は、下表のとおりです。10月１日前後の取引は、その判断を誤らないように注意が必要です。

	課税仕入れの時期（原則）
役務の提供	約した役務の全部が完了した日
資産の譲受け	引渡しのあった日

なお、短期前払費用として支払額全額を支払った日の属する事業年度（年）に費用処理しているときは、消費税の取扱いも原則とは異なり、支払った時点での割合を適用することができます。

［免税事業者等からの課税仕入れに係る仕入税額控除（時系列）］



この経過措置による仕入税額控除の適用に当たっては、免税事業者等から受領する区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書等の保存とこの経過措置の適用を受ける旨（「80%控除」・「７・５・３割控除」を受ける課税仕入れである旨）を記載した帳簿の保存が必要です。

※ 令和８年10月１日以後に開始する課税期間から、一の免税事業者等からの課税仕入れの税込合計額のうち、事業年度（年）で１億円を超える分は対象外です。

出典：国税庁「適格請求書等保存方式の概要 - インボイス制度の理解のために -（令和８年５月改訂）」一部編集

参考：国税庁「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関する Q&A（平成 30 年６月）（令和８年５月改訂）」、「適格請求書等保存方式の概要 - インボイス制度の理解のために -（令和８年５月改訂）」

2026年度の業務改善助成金 申請は9月1日から

業務改善助成金は、中小企業の賃金引上げと設備投資等を支援する助成金です。2026年度の交付申請の受付は9月1日から開始です。申請締切日は、「その事業場に適用される地域別最低賃金の発効日の前日」または「2026年11月30日」のいずれか早い日となります。

業務改善助成金とは

業務改善助成金は、生産性向上に資する設備投資等（機械設備導入やコンサルティングなど）を行い、事業場内最低賃金※1を一定額以上引き上げた場合に、その設備投資等の費用の一部が助成されます。事業場内最低賃金が、2026年度改定後の地域別最低賃金を下回る等の中小企業・小規模事業者が対象です。

※1 事業場内最低賃金とは、事業場で最も低い時間給のことをいい、地域別最低賃金と同じように計算します。

対象設備投資等と助成率

対象となる設備投資等の例は、以下のとおりです。

機器・設備の導入
- **POSレジシステム導入による在庫管理の短縮**
- **リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮**

経営コンサルティング
- **国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し**

その他
- **顧客管理情報のシステム化**

助成率は、引上げ前の事業場内最低賃金が1,050円未満の場合は5分の4、1,050円以上の場合は4分の3です。

助成上限額

助成上限額の概要は下表のとおりです。事業場内最低賃金の引上げ額によるコース区分と、「引き上げる労働者※2の数」等によって助成上限額が変わります。

コース区分	助成上限額	
	右記以外の事業者	事業場規模30人未満の事業者
50円コース	30万～130万円	40万～130万円
70円コース	40万～300万円	50万～300万円
90円コース	90万～600万円	100万～600万円

※2「引き上げる労働者」の対象となる労働者は、雇用保険被保険者に限られます。

注意点

賃金引上げは、申請後に行う必要があります。そのため、地域別最低賃金の発効に対応して事業場内最低賃金を引き上げる場合は、申請後から地域別最低賃金の発効日の前日までに実施する必要があります。

一方、助成の対象となる設備投資等は、交付決定後に行う必要があります。交付決定前に行った場合は、助成の対象となりません。ご注意ください。

上記の他にも要件等があります。厚生労働省のホームページでご確認ください。

参考：厚生労働省HP「業務改善助成金」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyou/03.html

2026年の賃金改定状況

ここでは7月に発表された調査結果※から、今年の賃金改定状況をみていきます。

52.5%が賃上げを実施

上記調査結果から、主な産業別に今年の賃金改定状況をまとめると、表1のとおりです。

産業計の状況をみると、2026年1～6月に賃金引上げを実施した事業所割合は52.5%で、昨年より3.3ポイント増加しました。一方で賃金引下げを実施した事業所割合は0.5%で、昨年より0.3ポイント減少しています。

産業別にみると、賃金引上げを実施した事業所割合は、製造業とサービス業以外は、昨年より増加しました。中でも、学術研究, 専門・技術サービス業が63.1%で最も高く、卸売業, 小売業と製造業が50%以上となっています。

平均賃金改定率は4～5%台

次に、賃金引上げを実施した事業所の平均賃金改定率をまとめると、表2のとおりです。

【表2】賃金引上げ実施事業所の平均賃金改定率（%）

	2025年	2026年
産業計	4.7	4.3
製造業	5.0	4.2
卸売業, 小売業	4.8	4.0
学術研究, 専門・技術サービス業	4.0	4.4
宿泊業, 飲食サービス業	4.7	5.7
生活関連サービス業, 娯楽業	5.9	5.4
サービス業	5.4	4.1

厚生労働省「令和8年賃金改定状況調査結果」より作成

産業計は4.3%で昨年より0.4ポイント減少しました。産業別では宿泊業, 飲食サービス業と生活関連サービス業, 娯楽業が5%を超えました。また、学術研究, 専門・技術サービス業と宿泊業, 飲食サービス業は、昨年より平均賃金改定率が高くなりました。

7月以降に賃金改定を実施予定の事業所割合が全体の2割程度あることから、今年賃上げを実施する事業所は今後も増えることが予想されます。

【表1】2026年の産業別賃金改定状況（%）

	1～6月に賃金引上げを実施		1～6月に賃金引下げを実施		7月以降も賃金改定を実施しない		7月以降に賃金改定を実施予定	
	2025年	2026年	2025年	2026年	2025年	2026年	2025年	2026年
産業計	49.2	52.5	0.8	0.5	26.7	25.2	23.4	21.7
製造業	54.2	50.0	0.9	0.3	26.7	27.1	18.1	22.7
卸売業, 小売業	45.6	52.1	0.4	0.8	27.8	23.8	26.3	23.3
学術研究, 専門・技術サービス業	54.1	63.1	1.6	0.2	21.2	18.4	23.1	18.3
宿泊業, 飲食サービス業	37.4	38.5	0.2	0.2	31.7	34.8	30.7	26.5
生活関連サービス業, 娯楽業	36.8	41.9	0.5	0.6	35.8	38.0	26.8	19.5
サービス業	52.6	49.7	1.9	1.0	28.2	29.8	17.4	19.5

厚生労働省「令和8年賃金改定状況調査結果」より作成

※厚生労働省「令和8年賃金改定状況調査結果」
常用労働者数が30人未満の企業に属する民営事業所から、都道府県別、産業別、事業所規模別に層化無作為抽出により選定した16,541事業所を対象にした調査です。調査結果の詳細は次のURLのページから確認いただけます。https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_74463.html

2026年の初任給情報（大学卒編）

ここでは今年6月に作成された厚生労働省の資料※から、主な産業別に2026年の大学卒初任給情報をご紹介します。

男性の産業計は26.0万円

上記資料から、2026年の大学卒初任給額を主な産業別にまとめると、下表のとおりです。

男性の産業計は26.0万円で、前年同期比で103.6%となりました。

産業別では、金融業, 保険業が27.3万円で最も高い状況です。前年同期比は表中のすべての産業で100%を超えており、前年を上回る金額となっていることがわかります。中でも電気・ガス・熱供給・水道業が107.3%と最も高い伸びを示しています。

女性の産業計は25.6万円

女性の産業計は25.6万円で、前年同期比で103.2%となりました。

産業別では金融業, 保険業が最も高く、26.7万円となっています。前年同期比は表中のすべての産業で100%を超えました。電気・ガス・熱供給・水道業が106.6%で、男性と同様に最も高い伸びとなっています。

最低賃金の上昇や企業の賃上げ努力などもあり、大学卒の初任給も増加しています。来年の初任給はどうなるでしょうか。

2026年の主な産業別大学卒初任給（千円、%）

	男性			女性		
	賃金	産業別比率	前年同期比	賃金	産業別比率	前年同期比
産業計	260	100.0	103.6	256	100.0	103.2
建設業	272	104.6	103.4	265	103.5	102.3
製造業	261	100.4	104.8	257	100.4	104.5
電気・ガス・熱供給・水道業	265	101.9	107.3	260	101.6	106.6
情報通信業	262	100.8	102.3	264	103.1	102.3
運輸業, 郵便業	248	95.4	105.1	246	96.1	103.4
卸売業, 小売業	256	98.5	102.8	252	98.4	103.3
金融業, 保険業	273	105.0	105.4	267	104.3	105.5
不動産業, 物品賃貸業	270	103.8	102.3	264	103.1	102.7
学術研究, 専門・技術サービス業	262	100.8	103.1	263	102.7	103.5
宿泊業, 飲食サービス業	259	99.6	105.3	252	98.4	104.1
生活関連サービス業, 娯楽業	257	98.8	104.5	249	97.3	103.3
教育, 学習支援業	257	98.8	104.5	256	100.0	103.2
サービス業	250	96.2	103.3	250	97.7	102.0

厚生労働省「新規学卒者初任給情報（令和8年春季卒業者）」より作成

※厚生労働省「新規学卒者初任給情報（令和8年春季卒業者）」
厚生労働省職業安定局労働市場センター業務室が、被保険者となった年月日が2026年3月1日から4月30日の間、被保険者となったことの原因が「新規学校卒業者」など一定の条件に該当する者を対象に、参考値として集計・作成している資料です。ここでの初任給額は、毎月決まって支払われる給与（各種手当及び現物給与は含み、超過勤務手当、賞与及びその他の臨時の給与は含まず、税込み）を元に算出した金額になります。

お仕事備忘録 WORK REMINDER

今月は、社会保険の定時決定の結果を反映する月です。給与の変更がある場合は、誤りやもれがないように注意しましょう。月の後半に祝日が続きますので、取引先の休業状況も確認しておきましょう。

01 社会保険料　定時決定結果の反映

7月に提出した算定基礎届に基づいて、9月からは新たに定時決定された標準報酬月額を適用することになります。新しい標準報酬月額に基づいた保険料納付は、9月分（10月末納付分）からです。従業員の給与から控除する社会保険料の変更タイミング（翌月控除、当月控除）については各社で取扱いをご確認ください。

02 地域別最低賃金の改定額の公示

2026年度の地域別最低賃金が公示される時期です。都道府県により、改定額と発効月日が異なります（10月1日以降に発効）。自社の従業員について、最低賃金を下回る設定になっていないか調べておきましょう。

03 障害者雇用支援月間

9月は障害者雇用支援月間です。2026年7月以降、障害者の法定雇用率は2.7%に引き上げられました。従業員を37.5人以上雇用している事業主は、障害者を1人以上雇用しなければなりません。法定雇用率を満たしていない企業では、障害者雇用に向けて採用活動を強化していきましょう。

04 交通安全の啓発

秋の全国交通安全運動が9月21日から9月30日にかけて行われます。最近では自動車に限らず、自転車の交通安全に関する取り組みも進められています。自転車による事故であっても、加害者が高額な損害賠償を負うケースがあり、多くの地方自治体では自転車損害賠償保険の加入義務化を条例で定めています。業務や通勤で自転車を利用する場合は、この機会に安全運転の徹底と保険加入状況の確認をしておくようにしましょう。

05 防災対策の見直し

9月1日は防災の日です。折りしも台風シーズンで、風水害が多発する季節でもあります。防災対策を見直す機会と捉えて、再点検しましょう。

☐ 大雨による雨漏りに備えて……
施設や工場など、適宜点検・修理依頼をしましょう。

☐ 万が一が起きてしまう前に……
ライフラインが途絶える可能性も考え、日頃からの準備が肝要です。

- 非常時用の医薬品などの準備や使用期限等の見直し
- 書類は、重要度に応じて表示・区分し、整理

避難経路、避難場所、緊急連絡網の整備もしましょう。

お仕事カレンダー WORK CALENDAR

9月号 / 2026

台風シーズンです。防災や安全対策の見直しを図るとともに、納期遅れなどのトラブルに備えた整備（取引先への連絡手段、代替手段など）もしておきましょう。

日	曜日	六曜	項　　目
1	火	友引	
2	水	先負	
3	木	仏滅	
4	金	大安	
5	土	赤口	
6	日	先勝	
7	月	友引	白露
8	火	先負	
9	水	仏滅	
10	木	大安	●源泉所得税・復興特別所得税・住民税等特別徴収分の納期限（8月分）
11	金	友引	
12	土	先負	
13	日	仏滅	
14	月	大安	
15	火	赤口	
16	水	先勝	※ 新卒高校生の採用選考・内定開始
17	木	友引	
18	金	先負	
19	土	仏滅	
20	日	大安	
21	月	赤口	●秋の全国交通安全運動（～30日まで） 敬老の日
22	火	先勝	国民の休日
23	水	友引	秋分 秋分の日
24	木	先負	
25	金	仏滅	
26	土	大安	
27	日	赤口	
28	月	先勝	
29	火	友引	
30	水	先負	●健康保険・厚生年金保険料の納付期限（8月分）